納税証明書一覧

課税状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 審査対象  課税項目 | 課税状況  （課税されている項目に  ○印を記入してください） | 備考 |
| 国税  (写し可) | 法人の場合  **様式（その３の３）** | 法人税 |  |  |
| 消費税及び  地方消費税 |  |  |
| 個人の場合  **様式（その３の２）** | 申告所得税及び復興特別所得税 |  |  |
| 消費税及び  地方消費税 |  |  |
| 山口県税  **競争入札参加用の滞納のないことの証明書**（写し可） | | 全税目 |  |  |
| 山陽小野田市税  **未納額のないことの証明書**  （写し可） | | 全税目 |  |  |

　上記のとおり、課税されていますが未納（滞納）額のない資料として納税証明書を添付します。

記入要領

１　上記の税について滞納がある場合、入札参加資格審査申請を受け付けることができません。

２　「課税状況」欄は、課税されている項目に○印を記入してください。

３　納税証明書は、**受付日前３カ月以内の日付で発行されたもの**を添付してください。

**国税（法人用）：その３の３様式・未納税額のない証明用**

**国税（個人用）：その３の２様式・未納税額のない証明用**

**山口県税　　　：競争入札参加用の滞納のないことの証明書**

**山陽小野田市税：未納額のないことの証明書**

**※国税・県税・市税とも、写し可。**

※国税の納税証明書において、納付期限が未到来で支払いが終わっていない場合、本文にただし書がつく場合があります。資格申請受付期間最終日までに納付期限が到来している場合は、納付後に再度、納税証明書を提出してください。

※山陽小野田市内に営業所等を新設して間がなく納付期限未到来の場合は、「法人等の設立・設置届」（山陽小野田市税務課の受付印のある写しに限る。）を提出してください。

　４　課税されているものの未納（滞納）のないことを示す納税証明書を添付できない場合は、「備考」欄にその理由を具体的に記入してください。

５　山陽小野田市が審査する上でさらに追加の資料（税務当局との納付受託証書等）を求めることがあります。その場合は、必ず早急に追加の資料を提出してください。追加の資料の提出がない場合は、受付を取り消します。